



有料職業紹介 訪問介護 通所介護 宅老&託児 E-mail ホームページ
 つしま紹介所 ナイス・ケア ナイス・デイ ナイス・ホーム
 (0567)26-1281 (0567)26-3699 (0567)26-1282 (0567)26-1282
 info@s-o-s.co.jp http://www.s-o-s.co.jp
 (株)サポート・ワン・サービス 津島市愛宕町4-113 496-0036
 代表TEL:(0567)26-3921 / FAX:(0567)26-3922

vol.76(平成18年12月10日発行)

クリスマス会の準備で大忙しだあ〜♪♪



12月21日(木)~23日(金)の3日間は、「みんなで作ろうクリスマス」と称し、自分たちの手で作ったものを飾ったり、当日は手作りケーキに挑戦したりして、う〜んと楽しめるように企画をしています。サンタとトナカイの貼り絵も手作り！誰が顔を出しているか分かるかしらん?? この3日間に利用日を変更したい方は早めにご連絡下さいな



ナイス・デイ利用状況(定期利用者数) とっても楽しみよ〜ん

月	火	水	木	金	土	日
9名	9名	10名	8名	7名	10名	6名

ナイスな勉強会・・・「このマークの意味をご存知ですか?(パート2)」

町で見かけたことはあるけれど、本当の意味って知っていますか?介護スタッフもしっかり把握していなかったのが、今回、愛知県健康福祉局障害企画課のホームページ等より情報を転記しました。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



オストメイトマーク

マタニティマーク



平成18年3月、厚生労働省が新たに作ったマークです。このマークに一文加えて、「お腹に赤ちゃんがいます」や「喫煙にご協力ください」など色々な用途に使用されています。妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期です。しかし、外見からは、妊婦であるかどうか判断しにくかったり、「つらい症状」がある場合もあります。もしも、あなたの周りでこのマークを付けているお母さんを見かけたら、皆さんからの思いやりある気遣いをお願い致します。



18年5月 地質調査



18年6月プレハブの大移動



18年7月建物図面打合せ

施設が出来るまでの経緯をお知らせするコーナーです!



18年11月 模型完成



18年11月 敷地周囲にブロック塀



18年11月地鎮祭



18年10月 準備された材木の一部

年末のご挨拶

師走を迎え、今年一年間、多くの皆様にお世話になったことを感謝いたします。

ここ数日やっと寒くなったためか、胃腸風邪にかかる方も多く、スタッフ自身も健康管理に気を使い、心を引き締めて日々の業務に取り組んでおります。

介助者という役目で一番大切なことは、「人のお世話ができるよう、体力・気力を含め、常に自分に余力を持たねばならない」ことだと思います。

来年に向けて、施設の増築工事が始まりました。住み心地が良く、身体と環境に優しい施設を目指し、太陽熱利用の床暖房や、三重県産の木材を利用した昔ながらの伝統工法の建物が三月末には建つ予定ですが・・・。(実は、かなり遅れ気味です。)

当社の介護サービスの質が、人材や環境を含め、少しでも充実するよう努力していきます。

『猪突猛進、イノシシの如く、突進あるのみ!!』
 来年からの変化を楽しみにし、この一年が、無事過ごせたことの感謝と、これからの抱負を励みにして社員一同頑張っていきます。

利用者の皆様、ご家族の皆様、協力して下さい。事業所の皆様方にとって、来る年が少しでも豊かな一年でありますよう祈念して、年末の挨拶とさせていただきます。

一年間のご愛顧、誠にありがとうございました。

(株)サポート・ワン・サービス
 代表取締役 飯尾 淑子

< 年末年始休業のお知らせ >

【訪問介護・通所介護】
 平成18年12月31日(日)~平成19年1月1日(月)
 【請負(在宅ケア)・宅老所・家政婦紹介】
 平成18年12月29日(金)~平成19年1月4日(木)
 の期間にご利用される場合は、年末年始増増料金(通常利用料金の35~50%)が必要になります。

注:年末年始に近い期間は、希望日や時間変更の申し出も多く、当社の人員配置からしても、通常ご利用いただいている日時の変更をお願いしなければならないこともあります。その時はご連絡させていただきますので、利用者の皆様には何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

編集後記

12月9日、愛知県産業貿易会館西館の第二会議室で、「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会主催の研修会が開催されました。

厚生労働省の老健局総務課介護保険指導室の室長補佐をしている荒川英夫先生による特別講演。介護サービス事業者の指定事務の見直しや介護保険制度の指導・監査の変革など、結構きわどいところをついた話もありました。今後の事業者がどういう方向に進んでいくべきなのか、何を重要視するべきなのか、私には、今こそ改めて方向性を見出す時と言わんばかりのように聞こえてきました。(実際、当社は見出した矢先かも・・・。)

最後に石原理事が挨拶をされた時、「医療を支える介護ではなく、生活を支えるため介護者(事業者)であるようにならなければ・・・」と一言。

そうそう、これなのよね。当たり前のことなのになんとか忘れそうになっていたこの言葉。今年最後に、気持ちが引き締まりました。今年も残すところあと20日。出来る限り悔いのないように過ごしたいものですね。(H)